

## 重要取組課題

平成 21 年 12 月 4 日  
規制改革会議

下記のうち、囲い線を付したものを、特に緊急性が高い「チャレンジテーマ候補」(13 項目)として選定。

### 1. 医療分野

保険外併用療養(いわゆる「混合診療」)の在り方の見直し

医療情報に係る改革(レセプト等の電子情報の利活用の促進と直接審査など保険者機能の強化)

診療看護師資格の新設

医師国家試験受験資格の拡大

公立病院の医師の兼業禁止の在り方の見直し

(独)医薬品医療機器総合機構の改革

再生・細胞医療の臨床環境整備

一般用医薬品の郵便等販売規制の緩和

### 2. 保育分野

幼保一元化の実現

地方の実情に応じた保育施設の設置の促進(施設基準の見直し等)

利用者補助をはじめとする利用者本位の保育制度への抜本的な改革

### 3. 農林水産分野

信用事業を行う農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施

農業生産法人要件の見直し

米の需給調整システムの見直し

農業委員会の在り方の見直し

農林水産業協同組合の各連合会に対する独占禁止法の適用除外の解除

農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の統合に向けたデータベースの共有化

### 4. 住宅・土地分野

老朽化マンション等の建替えの促進(建替え決議要件の緩和等)

### 5. 航空・空港分野

航空・空港政策の改革(首都圏空港の容量拡大、航空会社の競争力向上に資する規制緩和等)

### 6. 雇用・労働分野

有期労働契約の上限期間の見直し

理容師及び美容師資格制度(消費者ニーズに沿った資格制度の見直し及び施設

に係る運用改善

労働者派遣法改正の再検討

派遣と請負の 37 号告示等による区分と具体的当てはめの合理化

7. 教育分野

教育委員会の在り方の見直し（教育委員会の設置の選択制の導入）

教育バウチャー制度の導入

8. 金融分野

四半期報告制度の簡素化

大規模な増資における取締役会決議要件の厳格化

M&A 等における株式の「公正な価格」の決定手法の見直し

9. 独禁政策・生活基盤分野

公正取引委員会の審判制度の独立性・中立性・公平性の一層の確保

貸金業制度についての調査・分析及び必要な場合の見直し

10. 地域活性化分野

森林バイオマス利用の支障となる行政手続（廃棄物処理法の「再生利用指定制度」等の簡素化

市町村合併の影響を踏まえた既存制度（農村地域工業等導入促進法）の見直し  
地域観光振興のための多様な宿泊ニーズを満たす宿泊施設の提供

11. 環境分野

新エネルギー（太陽光パネル）導入促進のための工場立地法の改正、及び商業施設に対する導入促進策の検討

12. 海外人材分野

在留外国人の社会保険加入促進

13. 貿易分野

投資の選択集中化と独立採算制の導入による港湾経営の効率化

14. 運輸分野

タクシー事業における諸問題への対応

15. 法務・資格分野

国民の権利利益の確保に資する行政救済法の見直し

【個票 1】

規制改革事項	保険外併用療養（いわゆる「混合診療」）の在り方の見直し
現状の問題点	保険診療と保険外診療の併用は原則として認められず（例外：高度医療、先進医療及び差額ベッド代等の選定療養費）、最新医療や患者の個別性に基づいた患者の治療の選択肢が経済的に制限され（生存権の侵害）、併用した場合強制徴収される保険料の対価としての給付が受けられない（財産権の侵害）。
期待される実現効果	国民皆保険を維持した上で、保険外の先端的治療を希望する患者の選択肢が広がる。将来的には、医療費動向を踏まえた公的医療保険の適用範囲の再定義を行う必要がある、その文脈においても見直しが必須。また、保険外の治療に関するデータ蓄積が進み、新しい医療技術の発展に寄与する。

【個票 1】

規制改革事項	医療情報に係る改革（レセプト等の電子情報の利活用の促進と直接審査など保険者機能の強化）
現状の問題点	レセプト・カルテ等の電子化が遅れ、医療関係者による医療情報の集積・共有化、その利活用が進んでいない。また、保険者が十分に機能していない。診療報酬の審査支払業務について、健康保険法は直接審査・支払が原則と定めているにもかかわらず、局長通知で「健康保険組合が直接審査・支払を行うためには医療機関の同意が必要」とされ、社会保険診療報酬支払基金に委託せざるを得ない状況となっている。
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報のナショナルデータベースを構築することで、医療発展に向けた幅広い分析と今後の医療政策の検討を行う際のエビデンスとして活用が可能となる。</li> <li>・ 医療情報の利活用を通じたEBMの推進により、医療機関間・地域間で格差の少ない、質の高い医療を提供することが可能となる。</li> <li>・ 情報共有により国民リテラシー向上、医療の効率化が期待できる。</li> <li>・ 診療報酬の直接審査・支払の実現によって保険者機能が強化されるとともに、競争原理により、社会保険診療報酬支払基金のさらなる業務効率化、組織の合理化が期待できる。</li> </ul>

【個票 1】

規制改革事項	診療看護師資格の新設
現状の問題点	医師法では、医師以外の医業を禁じているが、医療現場においては、医師が必ずしも医師が担う必要のない業務に追われている。一方で、高資質の看護師が存在するにもかかわらず、その業務は診療の補助と療養上の世話に限定されている。米国ではナース・プラクティショナー、フィジシャン・アシスタントなど、医師以外の医療行為の担い手が存在する。
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の負担が軽減され、高度な診療に専念できる。</li> <li>・ チーム医療の推進、効率的な医療提供に資する。</li> <li>・ 経過観察、健康指導等に時間をかけることが可能となり、患者満足度向上に寄与する。</li> <li>・ 医師不足地域、過疎地における地域住民の健康保持に寄与する。</li> </ul>

【個票 1】

規制改革事項	医師国家試験受験資格の拡大
現状の問題点	医師不足や診療科・地域による医師の偏在が指摘される中、大学医学部における定員増は教員確保の面でも限界がある。一方で、アメリカでは、メディカルスクールという学士入学の医師養成機関があり、英・豪・韓国でも大学教育に加え学士入学を併用している。医師養成の拡大に際してはこうした多様な医師養成ルートを設け、広く医業を志す人材に門戸を広げるべきである。
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学医学部の定員増に加え、民間病院の人材も活用することで、医師不足解消を加速できる。</li> <li>・ 医療を強く志す人が一般社会で様々な経験を積んだ後に医師になることで、献身的な心構えを持ち、人間的に成熟した人材を確保できる可能性が高い。</li> </ul>

【個票 1】

規制改革事項	公立病院の医師の兼業禁止の在り方の見直し
現状の問題点	公立病院に勤務する医師は地方公務員であり、地方公務員法第 38 条の兼業禁止に係る規定の適用を受ける。同条では、任命権者の許可を受ければ兼業は可能である旨規定されているが、許可を受けずに民間病院で診療行為を行い対価を得たことで、当該自治体から処分を受けるケース等が生じている。
期待される実現効果	設立主体の異なる医療機関間において、公務員たる医師が柔軟に医療行為を行うことができることにより、地域における連携が進み、医師不足の解消の一助となることが期待される。

【個票 1】

規制改革事項	(独)医薬品医療機器総合機構の改革
現状の問題点	薬事法に基づく医薬品及び医療機器の承認審査は(独)医薬品医療機器総合機構が実施しているが、他の先進諸国と比較して審査に時間がかかり、ドラッグラグ、デバイスラグが発生している。
期待される実現効果	医薬品及び医療機器の承認審査の早期化(ドラッグラグ、デバイスラグの解消)

【個票 1】

規制改革事項	再生・細胞医療の臨床環境整備
現状の問題点	再生・細胞医療の分野は、我が国の技術・知識が世界をリード出来る分野であるが、規制、制度の壁によりその応用研究(基礎研究から実用に向けたステップ)において世界に立ち遅れている状況である。
期待される実現効果	再生・細胞医療の普及迅速化策により、優れた研究者や技術の海外流出を防ぎ、国民が高度な医療をいち早く享受できるとともに、新たな医療技術発展に寄与する。

【個票 1】

規制改革事項	一般用医薬品の郵便等販売規制の緩和
現状の問題点	平成 18 年 6 月薬事法改正に伴う厚生労働省令(平成 21 年 2 月交付、6 月施行)により、一般用医薬品は「対面販売」が原則とされ、インターネットを含む郵便販売はリスクが比較的低い「第 3 類医薬品」に限定することとされた。これまで何ら問題となっていない販売形態を実証的根拠なく禁ずる規制強化であり、消費者利益を毀損し、事業者間の公平性を阻害(地方の中小薬局等のビジネスチャンスを不当に制限)している。
期待される実現効果	消費者の選択肢が多様化し利便性が向上する。特に、障害者、高齢者等外出が困難な人や近隣店舗の品揃えが十分でない地域の人にメリットが大きい。 事業者間の公平性が確保され、地方の中小薬局にも地理的な制約を超えてビジネスチャンスが拡大する。

【個票 2】

規制改革事項	幼保一元化の実現
現状の問題点	<p>主に専業主婦（夫）世帯が利用する幼稚園のニーズは減り、定員割れも発生している一方、共働き世帯のための保育所は待機児童が一向に減らない状況。また、平成 18 年より認定こども園が始まったが、既存の幼・保制度をそのまま組み合わせただけで、実質 3 元化。</p>
期待される実現効果	<p>既存インフラ（施設、職員、ノウハウ）の有効活用により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の利便性向上（幼児教育、異年齢児交流の促進。保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で一貫した保育・教育が受けられる等）</li> <li>・ 保育所の待機児童の解消</li> <li>・ 財政面での経済的効率（国、自治体）</li> </ul>

【個票 2】

規制改革事項	地方の実情に応じた保育施設の設置の促進（施設基準の見直し等）
現状の問題点	<p>保育所の施設基準（最低基準）は、戦後の制定以来ほとんど改正されておらず、各基準の科学的根拠がないままに適用され続けてきた。この全国一律基準により、ここ数年、保育所は微増ペースでしか増えていない。主に土地や人の確保が困難な都市部では、面積基準や職員の資格要件・配置基準などにより、設置がなかなか進まない。また、新設されたり、定員が増えたりしても、かえって潜在需要が喚起され、待機児童数が減らない状況。</p> <p>地方分権改革推進委員会の第3次勧告に対する厚生労働省の回答（11月4日付）では、東京等の都市部に限定し、待機児童解消までの一時的措置として、居室面積基準のみを地方自治体の判断により条例で定めることができるとしたが、それ以外は、人員配置、面積、調理室の必置（自園調理）などほとんどの基準について、引き続き国の基準に従うべきとしている。</p> <p>また、特区（公立保育所のみ）を除き、原則、給食の外部搬入は禁止されているが、幼稚園では小学校給食センターを活用した給食が行われている所も多数ある。</p>
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情や地元住民のニーズに即した保育の実現</li> <li>・ 待機児童の解消</li> <li>・ 公費投入による認可外保育施設における保育の質の向上</li> <li>・ 財政面での経済的効率（自治体）</li> <li>・ 質の高い民間事業者の参入促進等によるサービス量の拡充</li> </ul>

【個票 2】

規制改革事項	利用者補助をはじめとする利用者本位の保育制度への抜本的な改革
現状の問題点	<p>硬直的な現行制度では、多様な利用者ニーズに対応できておらず、また、高まる保育サービス需要に供給が追いついていない。</p> <p>利用方式と入所要件</p> <p>市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組み。入所要件である「保育に欠ける」要件は、保護者の就労状況等が多様化しているにもかかわらず、長年見直されておらず、時代にそぐわない。</p> <p>補助方式</p> <p>運営費という形で機関補助されているため、手厚い公的補助は保育所に入れにくい子育て世帯には行き渡らず、負担する保育料などの面で大きな格差が生じている。</p> <p>保育料設定の仕組み</p> <p>固定（公定）価格のため、事業者のサービス向上のインセンティブが働かず、また、新規参入の障壁の1つにもなっている。</p> <p>参入の仕組み</p> <p>平成12年に主体制限が撤廃され、株式会社等の参入が可能となったが、依然さまざまな阻害要因があり、参入が進んでいない。</p>
期待される実現効果	<p>質の高い民間事業者の参入促進等によるサービス量の拡充により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の利便性向上（保育所の選択、多様な保育サービスを選択し公的補助の利用が可能に、サービスの質の向上）</li> <li>・ 待機児童の解消</li> <li>・ 保育職員をはじめとする雇用機会の拡大</li> <li>・ 女性労働力率の向上</li> <li>・ 女性が安心して産み育てられる社会の実現</li> </ul>

【個票3】

規制改革事項	信用事業を行う農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
現状の問題点	・農協は販売事業（農産物の集荷販売、資材購買）共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）を行っている。しかしながら、全国農業協同組合中央会（全中）が指導と監査を一体的に行っており、他の銀行・信用金庫のような金融庁検査や公認会計士監査は実施されていない。農協だけに認められた内部監査システムにより、不祥事が相次いで起こり、貯金者保護にも欠けていると言える。
期待される実現効果	・農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士により独立性が担保された検査・監査が可能となる。その結果、信用事業の適正な実施が確保され、貯金者保護にも資する。

【個票3】

規制改革事項	農業生産法人要件の見直し
現状の問題点	<p>・農業生産法人（農地の権利を取得することができる法人）を設立するためには、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件等を満たすことが必要である。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <small>           構成員要件：関連事業者の議決権の合計の上限を総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限を総議決権の1/2未満。            事業要件：主たる事業（売上の50%以上）が農業と関連事業に限定            業務執行役員要件：農業又は関連事業に常時従事（150日以上/年）役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。         </small> </p> <p>・これらの設立要件により、民間企業の参入が阻害されている。</p>
期待される実現効果	・適切に農業をする限りにおいて、経営意欲のある者・企業の農業への参入を容易にすることで、担い手不足の解消や、我が国農業の活性化が図られる。

【個票 3】

規制改革事項	米の需給調整システムの見直し
現状の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度より実施予定の米戸別所得補償モデル事業は、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家に対して所得補償を直接支払により実施することとされている。</li> <li>・しかし、この事業は、生産数量目標の遵守を補助の要件とする点で、現行の生産数量調整制度に内在する非効率を温存する。特に、主業農家以外の小規模・趣味的農家も補償対象とするため、規模拡大や集約化が妨げられる。</li> </ul>
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別所得補償制度を生産目標の廃止の代償あるいは EPA/FTA 等の締結推進の代償と位置づけ、また、農地を売却したり林地に転換して農業から転業ないし引退する小規模農家には 1 度に限った特別な補償を導入するよう改革すべきである。これにより、自由な経営判断による創意工夫と国土を保全しながらの農地集約化を農業経営者に促し、農産物等への量質両面における世界的な需要拡大への対応を可能にする。</li> </ul>

【個票 3】

規制改革事項	農業委員会の在り方の見直し
現状の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会は、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する（地方自治法第 202 条の 2）機関であり、当該事務についての重要な権限を持っている。</li> <li>・しかしながら、その構成員は大多数が地元の農業者であるため、農地の利用調整や転用判断において利益相反がある。実際、恣意的な運用が数多く指摘されてきた。</li> <li>・一方、平成 21 年 6 月に成立した農地法等の一部を改正する法律においては、農業委員会の役割が一層強化されており、農業委員会の権能の実効性の確保が早急に求められる状況にある。</li> </ul>
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的・中立的で公正な判断に基づいた農地の利用関係の調整及び実効性のある遊休農地・耕作放棄地対策により、農地の確保と適正な利用が促進される。</li> </ul>

【個票 3】

規制改革事項	農林水産業協同組合の各連合会に対する独占禁止法の適用除外の解除
現状の問題点	・独占禁止法(昭和22年法律第54号)においては、農林水産業協同組合の連合会に対して、共同経済行為(共同生産・共同販売等)を同法の適用除外として許容している。このため、例えば、高水準の系統利用率・市場占有率を有する連合会がりんご等の青果物にかかる出荷調整(出荷抑制、産地廃棄等)を、一定の地域・時期で実施できるが、このことは、市場における公正かつ自由な競争を阻害し、一般消費者の利益を損ねている。
期待される実現効果	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)に定める米穀、麦等、基幹的作物を除く農産物等(野菜、果物、生乳等)において、公正・自由な産地間競争の促進が図られる。 ・農林水産業関連の協同組合単位での競争が促進され、組合事業にかかる創意工夫の発揮等が期待できる。

【個票 3】

規制改革事項	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の統合に向けたデータベースの共有化
現状の問題点	・中小企業が金融機関から借入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度(「農林水保険」)と経済産業省が所管する中小企業信用保証制度(「中小保険」)が存在する。 例えば、中小企業が農産物の「加工・販売」をする場合に「中小保険」を利用できる。しかし、中小企業が農地を借りて、農産物の「生産」に新規参入する場合には、「農林水保険」を利用せざるを得ない。農産物の「生産」が「中小保険」による保証の対象外業種であるため、利用できないからである。 しかし「農林水保険」においては、「中小保険」で既に導入している保証利用者毎の財務諸表等に基づく保証料率の算定及び信用リスク情報のデータベース化ができていない。
期待される実現効果	・保証申込先の一括化により、利用者の利便性が向上する。 ・金融機関のリスク把握の迅速化が図れる。 ・農林水産業に関連する事業者の経営の多様化ニーズに応え、農林水産業の6次産業化の促進に資する。 ・保証制度の統合による行政コストの削減に繋がる。

【個票 4】

規制改革事項	老朽化マンション等の建替えの促進（建替え決議要件の緩和等）
現状の問題点	マンションは 1970 年代から大量供給が始まっており、老朽化の目安となる築 30 年を超えるマンションストックは平成 20 年末現在で約 73 万戸、25 年末には 1.8 倍の約 129 万戸まで増え、また、旧耐震基準（S56 以前）マンションは全国に約 106 万戸存在している。しかしながら、マンションの建替えに関しては、建替え決議要件が過大であるなど、建替えを阻む諸問題が存在しているため、老朽化マンションの建替えが進まない状況にある。
期待される実現効果	建替えが促進されることにより、地震に強い安全・安心な住環境が整備され、震災による多数の人命や身体、財産への危険が回避されるとともに、居住性能の改善により、快適な居住が実現され、土地の有効利用が図られる。

【個票 5】

規制改革事項	航空・空港政策の改革（首都圏空港の容量拡大、航空会社の競争力向上に資する規制緩和等）
現状の問題点	首都圏の空港容量は、2010 年の羽田空港・成田空港の再拡張によっても、今後増大する国際航空需要に対応できず、国際航空の自由化にとってマイナス。 周辺アジア諸国に比べて高い空港使用料への対応を含め、既存空港の有効活用による効率的・効果的な管理・運営制度が必要。 航空自由化の進展に伴い世界的規模での競争が進む中、本邦航空会社の競争力向上を図る観点から、グローバルな資源の活用を容易にするための環境整備を推進する必要。
期待される実現効果	<p>【首都圏空港の容量拡大】</p> <p>羽田空港の更なる国際化を推進しつつ、首都圏空港の空港容量を拡大することにより、今後増大する国際航空需要に対応し、航空自由化の一層の推進が可能となり、日本の成長戦略の要である首都圏の国際競争力の向上及び消費者利便性が向上。</p> <p>【空港の管理・運営制度の改革】</p> <p>空港の民営化により、過大な投資の抑制や効率的な運営が可能となり、利用者負担の公平化と航空会社の不必要な負担が抑制。</p> <p>【航空会社の競争力向上に資する規制緩和】</p> <p>人材、航空機材、資金、経営ノウハウ等を含めグローバルな資源の活用が容易となることにより、本邦航空会社の国際競争力の向上。</p>

【個表 6】

規制改革事項	有期労働契約の上限期間の見直し
現状の問題点	現在、我が国の労働契約は、期間の定めのない契約が原則 3 年までの有期契約の二者択一となっており、これが労働条件を二極化、労働市場を硬直化させている原因となっている。本来、中間的な処遇を受けることのできた労働者は現状の制度では、終身雇用と極めて短期の雇用契約しかないために短期の雇用に行かざるを得ないということになってしまい、労働者間の格差をますます拡大させている可能性がある。
期待される実現効果	労働者間の格差是正に資すると共に、労働者の働き方の多様化に対して選択肢を増やすこととなる。

【個表 6】

規制改革事項	理容師及び美容師資格制度（消費者ニーズに沿った資格制度の見直し及び施設に係る運用改善）
現状の問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 現行の通達のもとでは、理容所、美容所を兼ねる施設を認めない法の運用が行われている。さらに、理容師は理容所のみで勤務することが、美容師は美容所のみで勤務することが許されている。結果として、同一施設内での両資格者の混在勤務ができない。（たとえば、現行制度の下では、理容所経営者の子は美容師資格を持っていても親の店で働けず、理容師の資格を取り直さなくてはならない。）これは就職機会を制限している。</li> <li>2 . さらに現行の通知は、理容師がパーマントウェーブを行うことや、美容師が、男性にカットのみ行うことは許していない。</li> <li>3 . 以上通達・通知は、消費者への不便をももたらしている。近くに理容所しかない地方の主婦が遠方に行って美容サービスを受けなければならないし、都会地の夫婦が同一店舗で理容と美容のサービスを受けることも出来ない。米国では、数多くの美・理容所兼務店があるのと対照的である。</li> <li>4 . 現行制度における資格取得に要する費用や期間の負担が重く、若者の就労の大きな障害になっている。特に、両資格とも取得したい者にとっては、それが大きな障害となっている。</li> </ol>
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一店舗で理容及び美容のサービスを楽しむことができる。</li> <li>・ 理容師、美容師やこれらを目指す者に、資格取得のための費用と時間を削減し、より開かれた就職機会を提供することができる。</li> </ul>

【個表 6】

規制改革事項	労働者派遣法改正の再検討
現状の問題点	<p>労働者派遣法が施行されてから20年以上経過し、今や派遣という就業形態を選択する労働者の数も300万人（平成19年度厚労省調査平成19年度381万人常用換算174万人）を大きく上回り、派遣という働き方、企業側からのニーズは完全に我が国に根付いた。</p> <p>ところが、昨今、派遣労働者を巡る派遣労働契約の中途解除等が社会問題となり、派遣労働者の保護を目的として、労働者派遣事業に対する規制強化が審議会で議論される中で派遣労働人口は減少傾向を示してきた。総務省の労働力調査によれば、平成21年7 - 9月期の派遣社員は102万人で前年比 - 38万人と大幅に減少、一方、正規の職員・従業員も7 - 9月期前年比 - 15万人となっており、派遣労働から正規への転換は必ずしも進んでいないものと考えられる。したがって、審議会の目指すところの労働者保護の目的は達せられていないと考えられる。</p> <p>このように現状の検証がなされないまま、製造業派遣、登録型派遣が禁止された場合、多くの派遣労働者が職を失いかつ、派遣労働力に頼らざるを得ない中小企業の多くも生産拠点の海外移転、事業縮小・撤退等経営に重大な影響を受けることになりかねない。</p>
期待される実現効果	上記の問題が発生しないか十分に検討することで、多様な働き方を選択する労働者に雇用機会を与え、かつ派遣労働力に頼る中小企業を活性化する条件整備を可能とする。

【個表 6】

規制改革事項	派遣と請負の 37 号告示等による区分と具体的当てはめの合理化
現状の問題点	<p>労働者供給事業は、職業安定法第 44 条で原則禁止されているが、その例外として、労働者派遣事業は派遣元と労働者の間に雇用関係があり、派遣先と労働者との間に「指揮命令」(労働者派遣法第 2 条第 1 号)関係がある形態として労働者派遣法で認められている。したがって、労働者派遣事業に該当するかどうかは、専ら「指揮命令」関係が派遣先と労働者の間にあるかどうかによって決まるものであるところ、本来労働者派遣法で想定される「指揮命令」とは言い難い不合理な指導がなされているという意見がある。</p> <p>&lt; 指導例 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者から原材料や作業品の提供を受けるに当たり、接着剤 1 本、1 本の受払い伝票まで全て揃っていないと指揮命令の観点から不適切との指摘を受けた結果、膨大な伝票作成業務が発生した。</li> <li>・ 製造設備・建物（水道光熱費含む）に関して妥当な金額で契約締結されていないということで労働局より指導された結果、請負業者が水道光熱費については過去 5 年分の実績を遡って平均値を算出するという作業をせざるを得なくなった。</li> <li>・ 製品塗装業務の請負に関して、塗装代金のみ請求は労働力の提供に当たるため、製品そのものの売買契約を締結すべきと指摘を受けた結果、業務実態とかけ離れた売上を計上することに加え、仕入時、販売時に消費税が課税される等の不具合と混乱が発生した。</li> </ul>
期待される実現効果	上記の不合理な運用、混乱を防ぐことにより、企業活動が円滑化し、雇用の安定が確保される。

【個票 7】

規制改革事項	教育委員会の在り方の見直し（教育委員会の設置の選択制の導入）
現状の問題点	<p>教育委員会は、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会という縦系列のシステムの中で行われる形骸化した通達行政の結果、責任の所在が曖昧になり、学習者の権利への配慮が不十分である。</p> <p>教育委員が名誉職化し、教育委員会事務局への依存度が高くなる結果、教育委員会制度の意義である、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督するというレイマンコントロールが及びにくくなっている。</p> <p>全国学力・学習状況調査の結果の公表に関する知事と教育委員会の対立など、民意を受けた首長の意向と、首長と議会の任命を受けた教育委員会との意見が対立して、教育行政の基本方針について現に混乱が生じている。</p>
期待される実現効果	<p>教育の提供者の論理ではなく、教育を受ける立場の学習者の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいた教育行政が行われるよう、本来地方行政について住民に責任を負うべき首長に教育行政の執行権限を委ねる道を開くことができる。</p>

【個票 7】

規制改革事項	教育バウチャー制度の導入
現状の問題点	<p>現在の公立学校の教育の公的補助は学級数・教員数等を基準とする機関補助が中心となっており、学校予算の配分に教育内容・学習者の満足度はほとんど無関係であるのが現状で、学習者の評価が反映されないため学校側に改善努力のインセンティブが働きにくい。</p>
期待される実現効果	<p>学校選択制と児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度を実施した上で、更にその結果を児童・生徒数に応じた予算配分にも反映することによって、実質的な予算配分権限を教育の提供側から学習者側に転換することにより、学校側の創意工夫を促し自らの努力で改善を進め、教育の質の向上につながる事となる。</p>

【個票 8】

規制改革事項	四半期報告制度の簡素化
現状の問題点	<p>四半期決算短信は 30 日以内、四半期報告書は 45 日以内の提出が義務付けられているが、記載内容等に重複も多く、短期間での多大な開示作業が発生していることに加え、却って投資家に分かりづらいといった問題もある。</p> <p>また、四半期報告書においては、投資家保護の観点から、「株価の推移」等は、投資家がインターネット等により容易に取得できるものまで、より多くの情報記載義務が設けられたが、かえって投資家にとって重要な項目が明瞭でなくなっている可能性に加え、作成者側に過剰な重複開示作業が発生している。</p> <p>加えて、四半期決算報告の都度、監査法人の意見を義務付けているが（特に「継続企業の前提」について）一定の事実の存在により画一的に注記が行われるなど却って、投資家の有用な情報となっていないとの指摘がある。</p>
期待される実現効果	四半期決算短信と四半期報告書の整理統合及び四半期報告書の記載項目の簡素化により、投資家が投資判断を行う上で重要な情報が明瞭化するとともに作成者の過剰な開示作業負担が軽減される。

【個票 8】

規制改革事項	大規模な増資における取締役会決議要件の厳格化
現状の問題点	<p>授權資本の範囲内での新株発行は取締役会決議で実施できる（会社法第 200 条）。定時株主総会直後に発表する公募増資、既存株主の株式の大幅な支配比率の希薄化や支配権の移動を伴うような大規模な第三者割当増資、MSCB の発行によって、既存株主が損失を被る事例が多々見受けられる。</p>
期待される実現効果	<p>投資家の信頼失墜は会社経営の観点からもマイナス要因である。株主軽視又は経営者の保身的買収防衛策の導入等を抑止し、本邦株式市場の信頼回復及び経営の透明性向上に寄与するものと考えられる。</p>

【個票 8】

規制改革事項	M&A 等における株式の「公正な価格」の決定手法の見直し
現状の問題点	現行では、M&A（買収、合併）等に際して株式の「公正な価格」について見解が対立し、30 日以内に協議がまとまらない場合、会社は 60 日以内に裁判所に価格決定の申立てることとなっているが、司法の過剰介入により取引が萎縮するといった問題点が指摘されている。
期待される実現効果	M&A（買収、合併）等に関する株価の公正性、透明性が確保されることにより我が国金融・資本市場の国際化や活性化が期待される。

【個表 9】

規制改革事項	公正取引委員会の審判制度の独立性・中立性・公平性の一層の確保
現状の問題点	公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑事件に対する調査活動（審査）と、審査の結果だされた排除措置命令等に対する争いの判断（審判）の両方を担当している。しかし、審判制度の影響力の強さに鑑みると、訴追者が審査を同時に行うのは、独立性・中立性・公平性の点で望ましくない。また、審判の結果（審決）に対し取消訴訟を起こす際には、第一審が省略され東京高等裁判所から争うこととなり、憲法で認められた裁判を受ける権利が的確に保障されているかという点でも疑義がある。
期待される実現効果	独立性・中立性・公平性が高まるとともに、裁判を受ける権利がより的確に保障される。

【個表 9】

規制改革事項	貸金業制度についての調査・分析及び必要な場合の見直し
現状の問題点	リスクの低い層には低金利を、高い層には高金利を要求する仕組みは、貸し手にとってのリスク分散であるのみならず、借り手が市場から排除されないための安全装置であり、かつ、それによってリスクの高い借り手への融資が可能となるという観点から、上限金利規制の引下げは望ましくないという見方もある。貸出総量規制についても、本来は世帯収入も踏まえたうえで判断されるべき借り手の返済能力を、個人収入のみで計ろうとする等の問題がある。
期待される実現効果	健全な貸し手・借り手に資金を供給できる制度にすることによって、資金需要者のニーズを満たすことができ、資金供給者の経済活動も促進される。

【個票 10】

規制改革事項	森林バイオマス利用の支障となる行政手続（廃棄物処理法の「再生利用指定制度」等）の簡素化
現状の問題点	木くずや林地残材等の森林バイオマスは、その性状や取引価値の有無等にもよるがその多くは「廃棄物」とみなされる場合が多く、収集運搬及び加工するためには廃棄物処理法における収集運搬業及び処分業の許可を取得する必要がある。さらに、事業者への業の許可においては、過剰な規制を課す自治体もあるなど判断基準にバラツキがあることから、許可取得が円滑に進んでいない。有害物質を含まない木質ペレット等の燃焼灰は、肥料としての活用が期待されるところではあるが、現在、リサイクルの仕組みが不十分であるため、その多くは「廃棄物」として処分されている。
期待される実現効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の代替品、チップ化された林地残材が紙パルプやクッション材として利用されるなど、森林バイオマス資源の活用が増大</li> <li>・有害物質を含まない木質ペレット等の燃焼灰を肥料として活用することで、リサイクル化を促進</li> </ul>

【個票 10】

規制改革事項	市町村合併の影響を踏まえた既存制度（農村地域工業等導入促進法）の見直し
現状の問題点	全国的に市町村合併が進展する中、合併前の市町村で適用されていた税制上の優遇措置が、人口等の要件を満たさなくなり受けられなくなるケースが相次いで発生している。
期待される実現効果	合併前に市町村で適用されていた税制上の優遇措置の復活により、有効な地域振興策等の展開の継続が可能となるなど。

【個票 10】

規制改革事項	地域観光振興のための多様な宿泊ニーズを満たす宿泊施設の提供
現状の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農家民宿等においては、平成 15 年以降、一定の要件の下で規制緩和が進められ宿泊施設の裾野が広がったが、各県の条例等の定めにより、体験学習の受け入れ対応にバラツキがあるなど、宿泊施設として利用するための環境整備は不十分。</li> <li>・ 近年、町家や古民家、蔵に泊まりたいなど、多様な宿泊ニーズが広がる中、これら施設については、旅館業法に係る玄関帳場の設置や建築基準法に係る避難防火上の対応が必要となるなど、これまで農家民宿等へ行われた一連の規制緩和の対象とならない施設が多い。</li> </ul>
期待される実現効果	地域活性化及び観光振興の促進

【個票 11】

規制改革事項	新エネルギー（太陽光パネル）導入促進のための工場立地法の改正、及び商業施設に対する導入促進策の検討
現状の問題点	<p>補助金や余剰電力の買取りなどの導入促進施策が整備されている住宅分野に比べて、非住宅分野である工場や商業施設における太陽光パネルの導入が遅れている。</p> <p>工場において導入が遅れている要因の一つとして、敷地面積 9,000 平米以上の工場を立地する際に遵守すべき工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)において、敷地面積の中で緑地とすべき面積が概ね 20%と決められているために、太陽光発電の設置場所の確保が困難なことがあげられる。</p> <p>結果として、2007 年時点での発電導入量が住宅分野の 155 万 kW に対して非住宅分野では 37 万 kW に止まってしまっている。</p>
期待される実現効果（ ）	<p>非住宅分野での発電導入量が現行の 37 万 kW から 46～55 万 kW に増加することを見込む。</p> <p>発電導入量の増加の内訳は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場立地法の改正により、緑地義務面積の 1～2 割が太陽光パネルに置き換わると想定して、～13 万 kW の増加を見込む。</li> <li>● 商業施設への導入を促進することにより、都市部のオフィスの 1～2 割に 100 平米の太陽光パネルが設置されると想定して、～5 万 kW の増加を見込む。</li> </ul> <p>( ) 発電導入量は住宅用の太陽光パネルの実績値に準拠して算出</p>

【個票 12】

規制改革事項	在留外国人の社会保険加入促進
現状の問題点	外国人労働者には短期雇用事例が多く、転職・失業及びそれに伴う転居の頻度が高い傾向があり、生活環境の安定に欠かせない社会保険への加入率が低迷している。このため、未加入者が病気になった場合でも病院に行けず症状が悪化したり、診察を受けても未払いで病院の財政を悪化させる等のケースが生じている。本来、外国人においても日本人同様、住民として、例えば社会保険加入といった義務の遂行を確実にしつつ、一定の権利が保障されるべきである。しかしながら、地方公共団体では国の持っている個々人の外国人の雇用状況届・社会保険加入状況等の情報が利活用できないことに加え、未加入者が加入すべき社会保険を判断するための仕組みもないため、適切な対策がとれていない。
期待される実現効果	個々の外国人が適切な社会保険に加入することにより、自身の生活環境の安定を図ることができる。また、地方公共団体にとっても歳出の軽減となり、更には地域社会の安定化の一助ともなる。

【個票 13】

規制改革事項	投資の選択集中化と独立採算制の導入による港湾経営の効率化
現状の問題点	我が国の港湾は、世界各国に比べ高い密度で存在し、岸壁、防波堤等の基本的施設整備に対し積極的な国庫補助が行われているが、投資が分散し、選択と集中がなされていない。また、各港湾毎に港湾管理者を設置するものの、ハード整備について国土交通省の関与が強いため、経営責任が不明確となっている。その結果、採算意識が希薄となり、効率的な運営がされておらず事実上ほぼ全ての港湾が赤字となっている。
期待される実現効果	産業の国際競争力強化に資する港湾の選択と集中を行い、港湾周辺の世界資本整備および道路・フィーダー輸送等国内輸送網一体的な整備を図ることで、物流コストが削減され、産業界の発展に資する。また、経営責任が明確となることで、港湾管理者が採算意識を持ち、無駄な投資の抑制と経営の効率化が期待できる。なお、コンテナターミナルは、全体を一括して管理運営することで、規模の経済も働き収入増加に繋がる。将来的に民営化することで、24時間ゲートオープン等サービスの向上が期待でき、更なるリードタイム短縮とコスト低減が期待できる。

【個表 14】

規制改革事項	タクシー事業における諸問題への対応
現状の問題点	タクシー事業においては、長期的な需要の減少傾向の中、運転手の賃金の著しい低下傾向や事故率の上昇傾向が見られるとの指摘がある。こうした状況を受け、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を特定地域として指定し、当該地域においては、事前届出制となっている増車を認可制とするとともに、運賃・料金認可基準を当分の間「適正原価に適正利潤を加えたもの」とする等の「タクシー適正化・活性化法」が平成 21 年 10 月に施行された。しかし、運転手の賃金低下等タクシー事業における諸問題に対応するには、優良な事業者による新規参入・増車、多様な運賃設定を阻害することなく、こうした事業者の創意工夫によりタクシー事業の活性化を図ることが必要である。
期待される実現効果	創意工夫を行う優良な事業者による新規参入・増車、多様な運賃設定を阻害しないことにより、利用者サービスの向上、厳しい現下の雇用情勢の下での雇用機会の創出が期待できる。

【個票 15】

規制改革事項	国民の権利利益の確保に資する行政救済法の見直し
現状の問題点	取消訴訟を始めとする行政上の争訟は、違法・不当な行政活動に対する国民の対抗手段として十分に機能していない。
期待される実現効果	行政事件訴訟法を始めとする行政救済法の制度・運用を広範に見直すことにより、違法・不当な行政活動に対して国民の権利利益を実効的に確保する。